

ベクターへの挿入DNAの組込方法等に関する考え方

令和 7 年 6 月 2 0 日
遺伝子組換え飼料部会決定

- 1 本日付で改正された「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」（平成 15 年 4 月 1 日付生産局長、水産庁長官通知第 8598 号。以下「審査基準」という。）の別添 2 の I 組換え DNA 技術によって得られた種子植物を飼料として用いる場合の安全性審査基準の「ベクターへの挿入 DNA の組込方法等に関する事項」については、基本的には、審査基準に定められた内容を満たす記載を求める。ただし、当該項目においてコンストラクトの作製方法やベクターへのプロモーター、ターミネーター等の導入順序等の記載が不足する場合であっても、「ベクターの性質に関する事項」や「コンストラクトに関する事項」においてベクターやコンストラクトの情報が十分であれば、評価を可能とする。なお、他にも確認が必要な場合は、追加で詳細な資料を求めることとする。
- 2 上記「1」により評価が困難な場合には、その都度、遺伝子組換え飼料部会において審議の上、例示とあわせ考え方を追加するよう、本文書の改訂を行うこととする。